



二本松市告示第106号

二本松市税条例（平成17年二本松市条例第68号）第18条の2第1項の規定に基づき、平成23年3月30日付け二本松市告示66号において、別途告示で定めることとされている期日のうち、青森県及び茨城県に主たる事務所又は事業所を有する法人市民税の納税義務者に係るものについては、その期限が平成23年3月11日から平成23年7月28日までの間に到来するものについて、平成23年7月29日とする。

平成23年6月20日

二本松市長 三保 恵一

